

応援します！！中小企業の経営革新

経営の向上を図るため、新たな取り組みを考えている中小企業の方は、経営革新計画を作成し、知事から承認を受けることにより、様々な支援を受けることができます。

Q. 経営革新計画とは？

A. 経営者の方の「思い」を明らかにしたものの、会社の将来のあるべき姿を具体的にしたものであり、そこに到達するための「道しるべ」となるものです。

Q. 「新たな取り組み」とは？

A. ①新商品の開発または生産
②新サービスの開発又は提供
③商品の新たな生産又は販売の方式の導入
④サービスの新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動です。

Q. 承認されるための目標とする経営指標は？

A. 計画の期間に応じ、計画期間終了時における付加価値額と経常利益の2つの目標（伸び率）がポイントです。

3年計画



付加価値額(※)9%以上 + 経常利益 3%以上

4年計画



付加価値額 12%以上 + 経常利益 4%以上

5年計画



付加価値額 15%以上 + 経常利益 5%以上

※営業利益、人件費、減価償却費の合計。従業員1人当たりでも可。

Q. どのような支援措置がありますか？

- A. ・ 政府系金融機関による低利融資（設備・運転）
・ 信用保証の特例
・ 特許関係料金減免
・ 販路開拓の支援
などの支援策を受けることができます。

※計画の承認は支援措置を保証するものではありません。

計画の承認後、利用を希望する支援策の実施機関の審査が別途必要になります。

※支援措置は変更になる場合があります。

Q. 計画の承認を受けるには？

- A. 各振興局の商工労働観光課に申請してください。
申請書の様式は次のHPから入手できます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sanshin/keieikakusin/shouninsinsei.htm>

申請書の記入方法をわかりやすく説明した「経営革新で元気企業！！」には、実際に計画を作成した経営者の声や経営革新の事例を多数掲載しています。ご入手はこちらから。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/sanshin/keieikakusin/keikakunaiyou2.htm>

**経営革新は、定量的な経営目標を定め、
それに向かって
中小企業者が自主的に邁進していく取組です。**

北海道は、このようなチャレンジ企業を応援していきます。

申請の事前相談もお受け致します。本制度にご興味をもたれた方、そのほか本制度に関するご質問等がございましたら、今すぐに最寄りの振興局商工労働観光課、または経済部中小企業課（011-204-5331ダイヤルイン）までご連絡ください。